

31 西企企第 12 号
平成 31 年 4 月 11 日

西東京市個人情報保護審議会
会長 横道清孝様

西東京市長 丸山浩一

個人情報の収集及び目的外利用について（諮問）

西東京市個人情報保護条例（平成 13 年西東京市条例第 13 号。以下「条例」という。）
第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

消費税率の引上げに伴う低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業の実施に当たり、必要な個人情報を本人以外のものから収集し（条例第 8 条第 2 項）、及び同条第 1 項に規定する利用目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用（以下「目的外利用」という。）すること（条例第 10 条第 2 項）並びにそれらに伴う本人通知の例外（条例第 8 条第 3 項及び第 10 条第 3 項）について

【収集及び目的外利用をする個人情報の内容】

	項目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
1	生活保護	ア 平成 31 年 1 月 1 日（以下この表において「基準日」という。）における被保護者の氏名、生年月日、性別及び住所 イ 平成 31 年 1 月 2 日から 10 月 1 日までの間に保護が廃止又は停止となった者の氏名、生年月日、性別及び住所	市（生活福祉課）
2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の	ア 基準日における支援給付の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所 イ 平成 31 年 1 月 2 日から 10 月 1 日までの間に支援給付が廃止又	市（生活福祉課）

	自立の支援に関する法律に基づく支援給付	は停止となった者の氏名、生年月日、性別及び住所	
3	配偶者からの暴力を理由とした避難事例	基準日現在に配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者及び同伴者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び現住所	市（市民課、保険年金課、子育て支援課及び協働コミュニティ課）
4	施設入所等児童等	施設入所又は里親の元に措置されている児童等の氏名、性別、生年月日及び入所等年月日	東京都
5	措置入所高齢者	虐待を受けたことにより、施設に入所している高齢者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び入所等年月日	市（高齢者支援課）
6	措置入所障害者	虐待を受けたことにより、施設に入所している障害者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び入所等年月日	市（障害福祉課）

2 諮問理由

プレミアム付商品券の購入引換券の交付対象は、扶養外住民税非課税者及び3歳未満児子育て世帯主となっているが、扶養外住民税非課税者については、基準日となる平成31年1月1日において、住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等でないこととするほか、平成31年1月2日から平成31年10月1日までの間に保護等が廃止され、又は停止された者については購入対象者とする等の条件が示されている。そのため、各担当部署の保有する個人情報を企画政策課が提供を受けた上で、対象者を抽出し、確実に購入引換券を送付する必要がある。

3 事業実施期間

平成31年6月1日から平成32年3月31日まで

4 個人情報の記録及び保管

事業実施期間は、本事業専用のシステム等に提供された個人情報を活用する。

提供された個人情報は、パスワード等の電子的なセキュリティ対策や施錠した保管庫への収納等により情報の漏洩が生じないように適正に管理する。

5 個人情報を含むデータの廃棄

事業実施期間終了に伴い、システム等に蓄積された不要データを全て消去した上で、必要なデータについては市情報システム上のサーバに収納し、適正に管理する。

6 税情報について

今回、扶養外住民税非課税者に対する購入引換券の発送は、非課税者本人からの購入引換券交付申請書（税務情報を確認することの同意欄あり）の提出に基づき審査、交付決定を行うこととなる。

また、申請者が購入引換券の交付要件を備えているかを確認するため、税情報を日常的に使用することが想定されるため、プレミアム付商品券事業担当者には、市民税課職員としての兼務発令を行う予定である。